

5月末まで 施設基準の経過措置終了

外来環・か強診届出直し必須 再届出しなければ失効

2024年診療報酬改定で、外来環（歯科外来診療環境体制加算）が外安全（歯科外来診療医療安全対策加算）と外感染（歯科外来診療感染対策加算）に分かれ、か強診（かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所）が口管強（小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算）に名称変更となった。

2024年3月末時点で外来環・か強診の届出医療機関で関連点数を算定していた場合であって、新たな施設基準に適合する医療機関は5月末までに届出直しが必要。新たな施設基準を満たさない場合は、辞退届を提出する。届出受理状況は、近畿厚生局HPから確認できる（QR参照）。

変更点と届出の書き方を中心に解説する。



旧外来環→外安全1・外感染1

▶外安全1（歯科外来診療医療安全対策加算1）
「歯科保険診療の研究」P20参照

【変更点】

- 医療安全対策に係る体制
- 医療安全管理者の配置

I. 医療安全対策に係る体制

様式4の「8」には、①か②のいずれかを記載する。①の場合、登録完了年月日は歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業への参加登録を申請し、参加登録申請書を郵送する。その後、当該機構から送信される本登録完了メールにある年月日を記載する。参加登録申請書の郵送をしていない場合は、施設基準を満たさないため注意が必要。本登録までに時間を要する場合は仮登録である旨と「仮登録のお知らせ」のメール受信日を記載する。

②の場合、医院での体制を実態通り記載する。

8 医療安全対策に係る体制

①又は②のいずれかを記載すること

サイトで登録し、本登録日を記載する
(本登録完了メール参照)

①公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業への登録状況

登録完了年月日	2024 年 ○ 月 ○ 日
---------	----------------

※参加登録申請書を郵送済で本登録に時間を要している場合、仮登録である旨を記載する

②医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制

安全管理の体制確保のための委員会の開催状況	
委員会の開催回数	_____ 回/月
委員会の構成メンバー	

・その他

様式4の「4」については、研修の受講歴もしくは講習名の欄に外来環の受理番号（第○○○○号）を記載する。受理番号は近畿厚生局HPから確認できる（上記QR参照）。

4 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等

受講者名 (常勤歯科医師名)	講習名 (テーマ)	受講年月日	当該講習会の 主催者
協会 太郎	第○○○○号		

※研修の受講を確認できるものを保管すること。

外来環を届け出た医療機関は外来環の受理番号を記載する

▶外感染1（歯科外来診療感染対策加算1）

「歯科保険診療の研究」P20参照

【変更点】

- 歯科医師が複数名配置または歯科医師と衛生士または歯科医師と院内感染防止対策にかかわる研修を受けた者の配置
- 院内感染管理者の配置

I. 院内感染防止対策に係る研修を受けた者の配置状況及び研修の受講歴等

様式4の「3」には、衛生士がいない場合のみ記載する。常勤、非常勤を問わず、この研修は院内研修でもよい。

衛生士がいない場合のみ記載

3 院内感染防止対策に係る研修を受けた者の配置状況及び研修の受講歴等

(□には適合する場合「✓」を記入すること。)

院内感染防止対策に係る研修を受けた者を1名以上配置している		□
受講者名	講習名(テーマ)	

※1 歯科医師又は歯科衛生士以外で研修を受けた者を配置している場合に記入すること。
※2 研修については、院内で実施した場合でも差し支えない。

旧か強診→口管強

【変更・改編点】

「歯科保険診療の研究」P31参照

- エナメル質初期う蝕管理料または根面う蝕管理料を併せて12回以上算定
- 歯科訪問診療料の注15に規定する届出（歯援診1・2も可）
- 口腔機能管理に関する実績
- 歯科疾患の継続管理などに係る適切な研修
エナメル質初期う蝕管理・根面う蝕管理・
口腔機能の管理・高齢者の心身の特性・小児の心身の特性

I. エナメル質初期う蝕管理料または根面う蝕管理料を併せて12回以上算定

過去1年間のエナメル質初期う蝕管理料と根面う蝕管理料の算定回数を記載する。2024年5月31日以前については、フッ化物歯面塗布処置・歯管のエナメル質初期う蝕管理加算の数を合計してよい。

II. 歯科訪問診療料の注15に規定する届出の状況

2024年改定で歯科訪問診療料の注13が注15に名称変更となっている。歯援診を届出ている医療機関は、「歯援診1（または2）届出済み・受理番号」を空白部分に記載する。

III. 口腔機能管理の実績

様式17の2の「3」に、過去1年間における歯管（口腔機能低下症または口腔機能発達不全症の管理）、実地指の口指導加算、小機能、口機能、歯リハ3の算定回数を記載する。合計12回以上であること。

IV. 歯科疾患の継続管理などに係る適切な研修

様式17の2の「7」に歯科疾患の継続管理等に係る研修の受講歴を記載する。歯科医師名欄に「氏名・か強診届出済・受理番号」を記載する。研修名以下は追加で受講した研修についてのみ記載する。

口管強・施設基準研修会	
日 時	5月25日(日) 9:00~13:00
場 所	M&Dホール
受講料	5千円 *要予約

7 歯科疾患の継続管理などに係る研修の受講歴等

受講歯科医師名	協会 太郎・か強診届出済・第○○○○号
研 修 名	2024年○月○日施設基準研修会
受講年月日	2024年○月○日
研修の主催者	大阪府歯科保険医協会
講習の内容等	・小児の心身の特性 ・歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能の管理を含む）

旧か強診を届け出た医療機関は歯科医師名欄に氏名・（か強診届出済）と記載し、旧か強診の受理番号を記載。研修名以下は追加で受講した研修についてのみ記載。

届出について

届出様式は近畿厚生局HPからダウンロードできる。また、協会HPの会員ページにも届出様式・記載

見本を掲載している（右QR参照）。

複数の届出を行う場合においては、それぞれに別添（届出書）をつける必要がある。

- ▶外安全1 様式：別添7様式4
- ▶外感染1 様式：別添7様式4
- ▶口管強 様式：別添2様式17の2

郵送先

〒540-0011大阪市中央区農人橋1-1-22大江ビル8階
近畿厚生局指導監査課施設基準グループ 宛て
※封筒の表書きに「施設基準届出在中」とする

施設基準のオンライン申請

届出の簡素化のため、オンラインでの施設基準届出も可能となっている。

【オンライン申請可能な施設基準の主なもの】

歯初診、外安全、外感染、特連、CAD/CAM冠・インレーなど

ウェブサイト掲載

院内掲示が義務づけられている事項について、ウェブサイトでも同様に掲載することが定められている。5月末で経過措置期間が終了するため更新が必要。自ら管理するHP等を有しない医療機関は対象外。

HP掲示例（施設基準）

当医院は、以下の届出をしています

- ・歯科点数表の初診料の注1
□の中に使用する歯科医療機器をお一人ずつ交換し、専用機器を用いて洗浄・滅菌をおこない、院内感染の防止に対応する体制を備えています。
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
歯科用CAD/CAM装置を用いて、前歯（冠のみ）、小臼歯と大臼歯（過度な力が加わらない場合）に金属を使用しない白い冠や詰め物を作製しています。

ロキソニン60mg等の院内処方について

先発医薬品（長期収載品）における選定療養の対象に「ロキソニン60mg」などが追加された。

院内処方の場合、選定療養費の対象医薬品であっても、その後発医薬品を院内で採用せず先発品のみを常備する場合は摘要欄記載することで保険給付となる（以下疑義解釈参照）。

摘要欄記載

（レセプト電算処理コード：820101324）

後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため

2024年7月12日疑義解釈（その1）抜粋

▶問7 院内採用品に後発医薬品がない場合は、「後発医薬品を提供することが困難な場合」に該当すると考えて保険給付してよい。

（答）患者が後発医薬品を選択することが出来ないため、従来通りの保険給付として差し支えない。

▶問10「当該保険医療機関または保険薬局において、後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難な場合」について、出荷停止、出荷調整等の安定供給に支障が生じている品目かどうかで判断するのではなく、あくまで、現に、当該保険医療機関又は保険薬局において、後発医薬品を提供することが困難かどうかで判断するということがよい。

（答）そのとおり。